

# 市と事業者との包括連携協定締結に 関するガイドライン

船橋市

## 本ガイドラインについて

本市では、本市の特性と現状及び社会経済情勢、そこから見えてくる発展の可能性（強み）と重点課題（弱み）を整理し、必要な施策の方向性を示す第3次船橋市総合計画を策定しており、計画の推進にあたっての基本姿勢として「多様な主体との協働」を掲げています。

社会・地域課題や市民ニーズが複雑多様化する中、行政の力だけで将来都市像やめざすまちの姿を実現できるものではありません。行政・市民・団体・事業者等の多様な主体が、あらゆる分野において、お互いの立場を理解し対等な関係で、それぞれの強みを活かしながら、連携・協力することが大切です。

本ガイドラインでは、社会・地域課題の解決に対する意欲と実行力のある事業者と本市が手を取り合い、市の抱える多様な課題の解決に向けて継続的に連携していくために、包括連携協定の考え方や協定の締結基準、運用方法などを整理しています。

### 本ガイドラインにおける用語の定義

#### (1) 事業者

事業活動及び公共活動を行う企業、法人その他団体であって、国及び地方公共団体以外の団体

#### (2) 協定事業者

包括連携協定を締結した事業者

#### (3) 連携事業

事業者が地域の課題解決に向けて行う役務の提供、物品の貸与その他これらに類する行為を行い、市と協働で実施する事業。

ただし、市が事業費を負担する事業は除く。

## 1. 包括連携協定について

包括連携協定とは、個別事業を実施するために締結する協定とは異なり、連携事業の実績がある事業者と、市の抱える多様な課題の解決に向けて相互協力していく意思表示を行い、多岐にわたる分野において連携事業を継続的に推進していくための協定です。

<参考：包括連携協定と個別協定について>

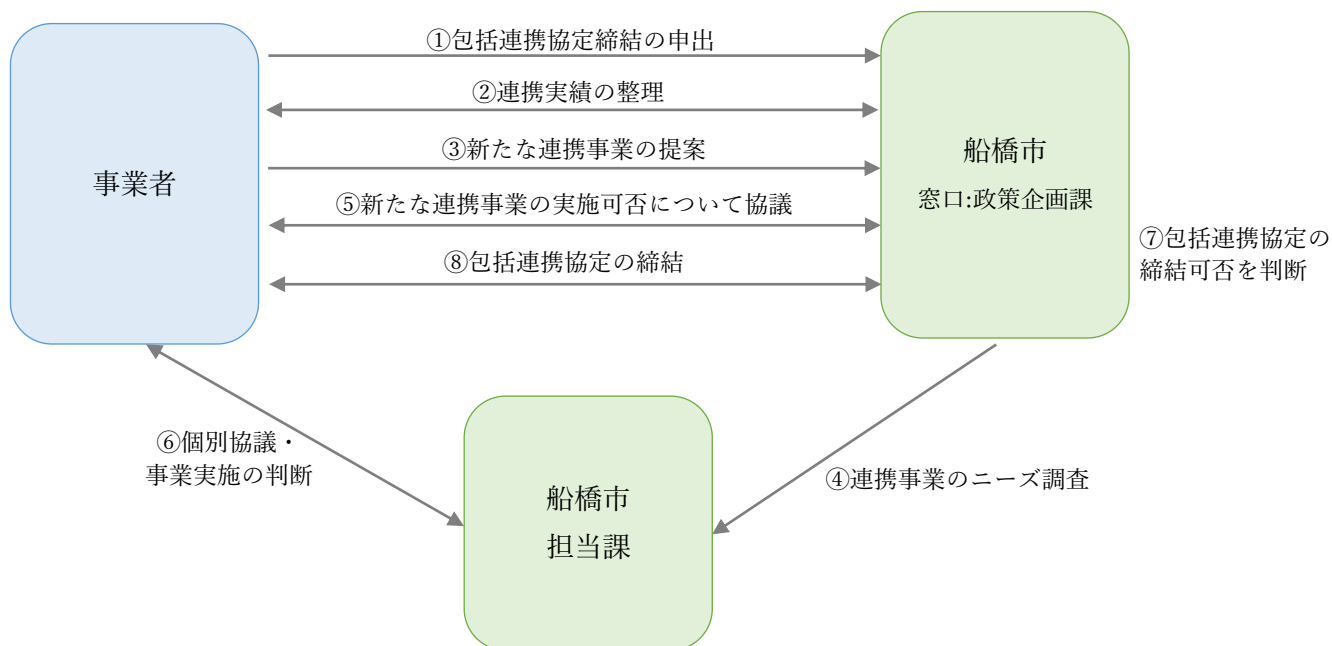
種別	概要	個別事業の記載	所管	要件
①包括連携協定	多岐にわたる分野において包括的に相互協力した取組を行うための協定	なし (別途個別協定や契約等で定める)	政策企画課	本ガイドラインに記載
②個別協定 (特定事業)	具体的な事業を実施するために締結する協定	あり 市と事業者との具体的な役割分担や費用負担等を記載	担当課	担当課にて判断

## 2. 包括連携協定締結の要件

包括連携協定の締結にあたっては、以下のすべてを満たすことを要件とします。

- (1) 社会・地域課題の解決や市民サービスの向上を、市と共通目標として捉え、その目標に向けて、自らの資源を活用し、市と連携していく意欲があること。
- (2) 3以上の連携事業を実施（予定含む）していること
- (3) 以下のうち、4以上の分野に係る連携事業を実施（予定含む）していること。
  - ① 健康増進に関すること
  - ② 高齢者福祉・障害者福祉に関すること
  - ③ 子ども・子育て支援に関すること
  - ④ 学校教育・生涯学習に関すること
  - ⑤ 文化・スポーツに関すること
  - ⑥ 危機管理に関すること
  - ⑦ 生活安全・生活衛生に関すること
  - ⑧ 地域経済の活性化に関すること
  - ⑨ 環境に関すること
  - ⑩ その他、市民サービスの向上に関すること
- (4) 本ガイドラインに基づき、市と継続的に対話し、積極的に連携事業を実施できる事業者であること。
- (5) 以下に該当する事業者でないこと
  - ① 代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処せられている者がいる団体
  - ② 会社更生法及び民事再生法等による手続き中である団体
  - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員が役員又は代表者として若しくは実質的に経営に関与している団体
  - ④ 役員等が暴力団又は暴力団員に金銭的な援助を行っている団体
  - ⑤ 公租公課を滞納している団体
  - ⑥ 本市から一般競争入札の参加者資格を取り消されている団体
  - ⑦ 本市の指名停止基準による指名停止を受けている団体
  - ⑧ その他包括連携協定の対象としてふさわしくない団体

### 3. 包括連携協定締結の流れ



- ① 事業者が、包括連携協定締結の要件を確認した上で、市(政策企画課)に協定の締結について申し出ます。  
※多数の分野において連携実績がある場合には市から申し出ることがあります。
- ② 連携事業の実績を整理します。
- ③ 事業者から市（政策企画課）に対して、新たな連携事業の提案を行います。
- ④ 政策企画課から各担当課に対して、③の提案事業における市のニーズ及びその他連携を希望する事業の調査を行います。
- ⑤ ④の調査の結果を踏まえ、新たな連携事業の実施可否について協議を行います。
- ⑥ ⑤の協議の結果、実施可能性のある連携事業について、事業者と市（担当課）で個別に事業の詳細協議を行い、事業の実施可否を判断します。
- ⑦ 市(政策企画課)において、連携事業の実績及び予定を踏まえ、包括連携協定の締結の可否について判断します。
- ⑧ 包括連携協定の締結が可能と判断された場合には、協定書の内容を協議した上で、協定を締結します。

※包括連携協定の締結に至らなかった場合にも、市の担当課と事業者で協議の上、必要に応じて個別協定を締結するなどして、連携事業を実施することは可能です。

#### 4. 包括連携協定の有効期間

包括連携協定の有効期間は、締結の日から翌年度3月31日までとし、期間満了日の1か月前までに申し出がない場合には、当該期間満了日の翌日から起算して1年間更新するものとし、以後も同様とします。

#### 5. 包括連携協定の解除

以下の条件に合致した場合、包括連携協定を解除することができるものとします。

- ① 2年以上連携実績がないかつ将来的にも連携可能性が低いと判断した場合
- ② 包括連携協定締結の要件を満たさなくなった場合

#### 6. 包括連携協定における定例会議

包括連携協定締結後、市と協定事業者が継続的に連携し関係性を強化していけるよう、以下の定例会議を開催し、定期的に対話の機会を確保します。

##### (1) 個別定例会議

毎年度当初に市と協定事業者ごとに個別で対話し、前年度の連携事業に対する評価や改善点などについて振り返りを行います。

また、新たな連携事業の提案・検討(P6「7. 包括連携協定に基づく事業の提案・実施」参照)を行います。

##### (2) 全体定例会議

市とすべての協定事業者で、本市や他自治体の連携事例や国・県における公民連携の動きや補助制度などの情報共有を行った上で、既存事業のアップデートや新たな連携事業の可能性等について意見交換を行います。

また、すべての協定事業者が参加し、対話することで、事業者同士の関係性を構築し、複数の事業者の特性を生かした連携事業の実現に繋がります。

## 7. 包括連携協定に基づく事業の提案・実施

市と協定事業者は、毎年度当初に個別定例会議を開催し、連携事業の提案を行うこととします。ただし、双方から希望がある場合は、随時提案できるものとします。

### (1) 連携事業の提案窓口について

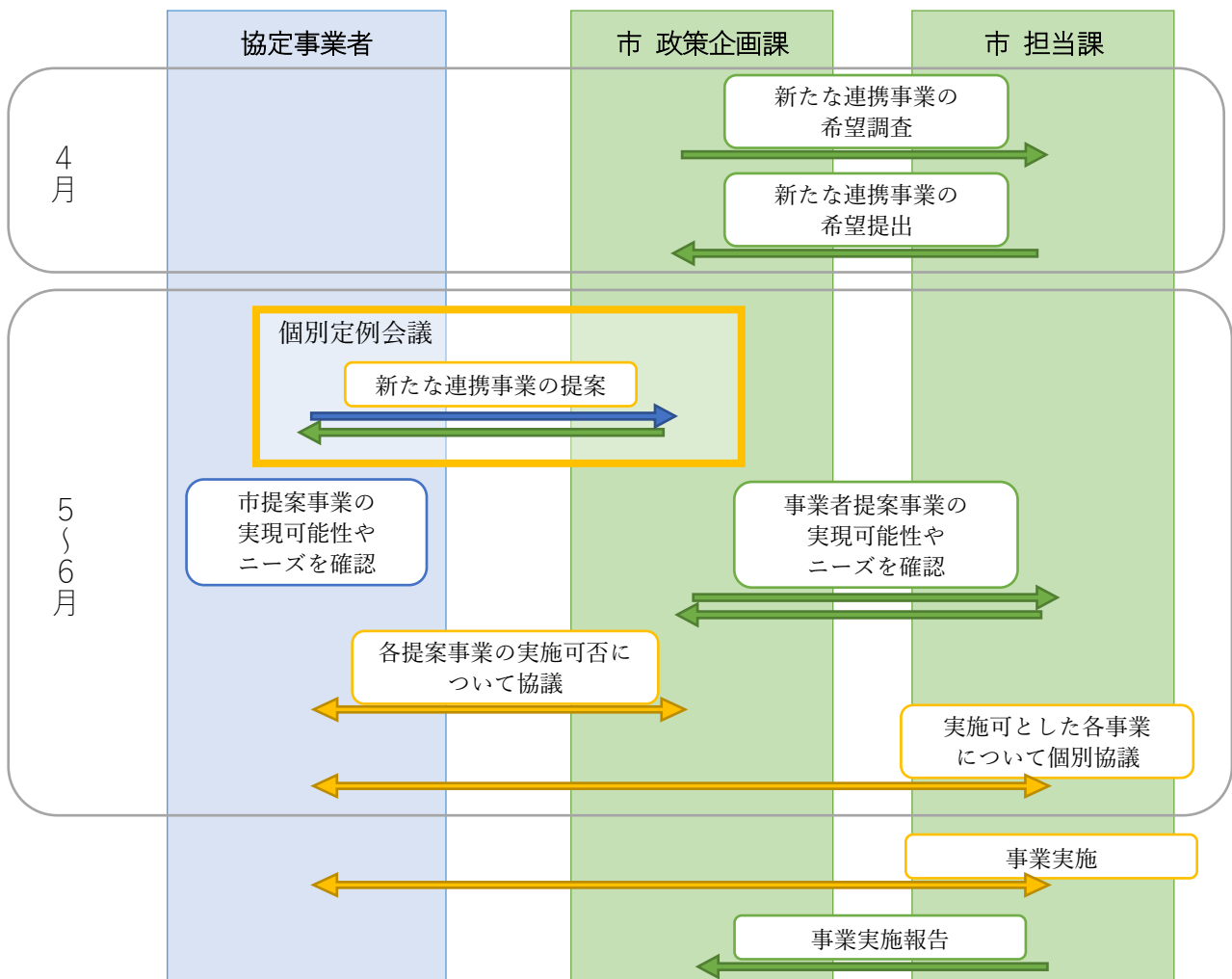
市・協定事業者それぞれに提案窓口となる担当者を設け、事業の提案については、原則として双方の窓口担当者を通じて行うこととします。

市の提案窓口については、企画財政部 政策企画課とします。

### (2) 提案から事業実施までの流れ

提案から事業実施までの基本的な流れは以下のとおりで、新たな連携事業は個別定例会議において年に1度一括で提案することとします。

なお、個別定例会議以降、市担当課において新たな連携事業の希望がある場合には、随時政策企画課にて受付け、協定事業者に提案します。また、協定事業者から新たな連携事業の提案がある場合にも、随時政策企画課にて受付けます。協定事業者または市からの提案後の流れは、以下の個別定例会議以降と同様の流れで進めていきます。



附 則  
(施行期日)

- 1 このガイドラインは、令和4年12月12日から施行する。